

3 今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方

「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）は、食品の表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することなどを目的として表示を義務付ける制度であり、原料原産地表示の目的もこれと異なるものではない。

また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを受け、消費者基本計画では、「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」を基本として、原料原産地表示の拡大を含め、食品表示に関する充実と信頼を確保することが明記されている。

このような趣旨を実現するために、次の観点から検討を進めてきたところである。

(1) 表示の必要性

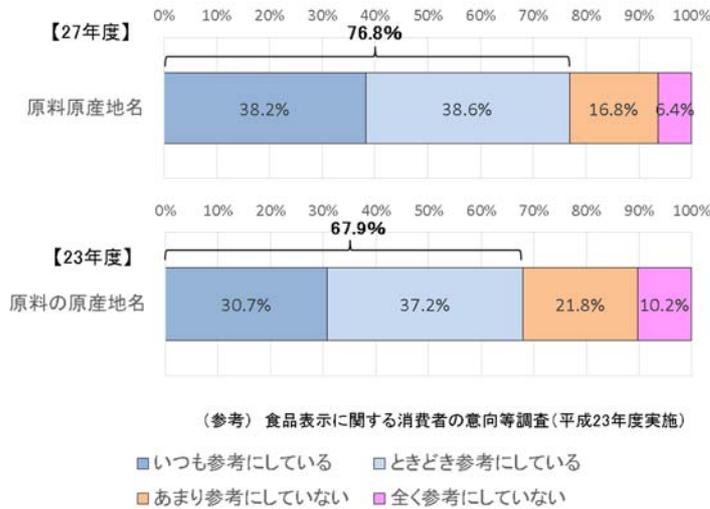
消費者調査では、加工食品を購入する際、原料原産地名を参考に行っている消費者は約 77%に上ることからも、原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報とされている現状にある。〔図 3、図 4 参照〕

このため、表示に当たっては、後述の事業者の実行可能性を考慮しつつも、分かりやすさが求められ、全ての加工食品に共通する表示制度としてそのような視点も踏まえ検討したところである。

一方で、インターネット等を通じた加工食品に対する企業の情報提供の充実に向けた努力は、加工食品に対する消費者の信頼を確保する上で重要である。

[図3] 消費者調査 問1

問1. あなたは加工食品を購入する際、以下に示す食品表示の項目を、商品選択(買うか買わないかを決める)のためにどの程度参考にしていますか。



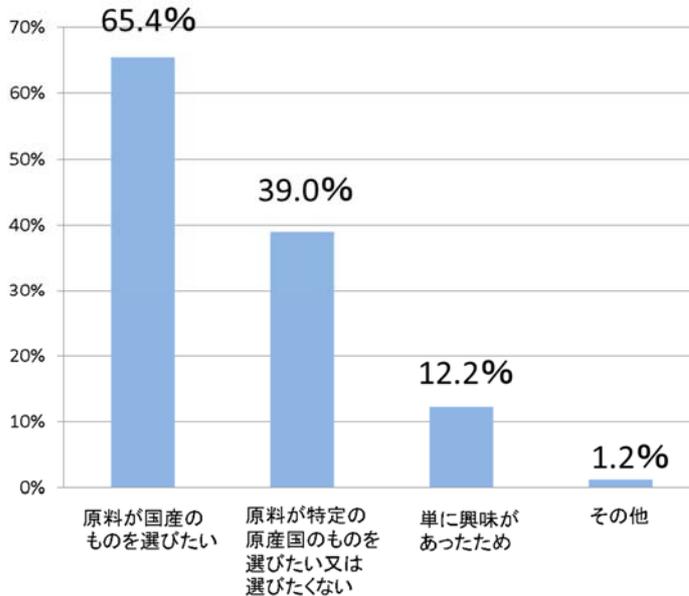
第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。

※ 加工食品を購入する際に、「原料原産地名」について「いつも参考にしている」又は「ときどき参考にしている」を選んだ人は合わせて76.8%を占めている。平成23年度実施の食品表示に関する消費者意向等調査の結果と同様に、消費者の関心は高い。(n=3,000)

[図4] 消費者調査 問3

問3. (問2で、①~③を選んだ方にお聞きします。)
 原料原産地情報を参考にする理由は何ですか。
 あてはまるものをお選びください。(複数選択可)



※ 回答は有効回収数(回答した人)を基準とした百分率で表している。
 このため、合計が100%にならない場合がある。

第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成28年3月、一般消費者3,000人を対象としたWebアンケート調査を実施。

※ 原料原産地表示を参考にする理由としては、「原料が国産のものを選びたい」は65.4%、次いで「原料が特定の原産国のもを選びたい又は選びたくない」は39.0%となった。(n=2,777)

(2) 商品選択時の有用性

食品表示は、消費者が商品選択をする際の重要な情報であることから、消費現場での商品選択時に役立つものが求められる。

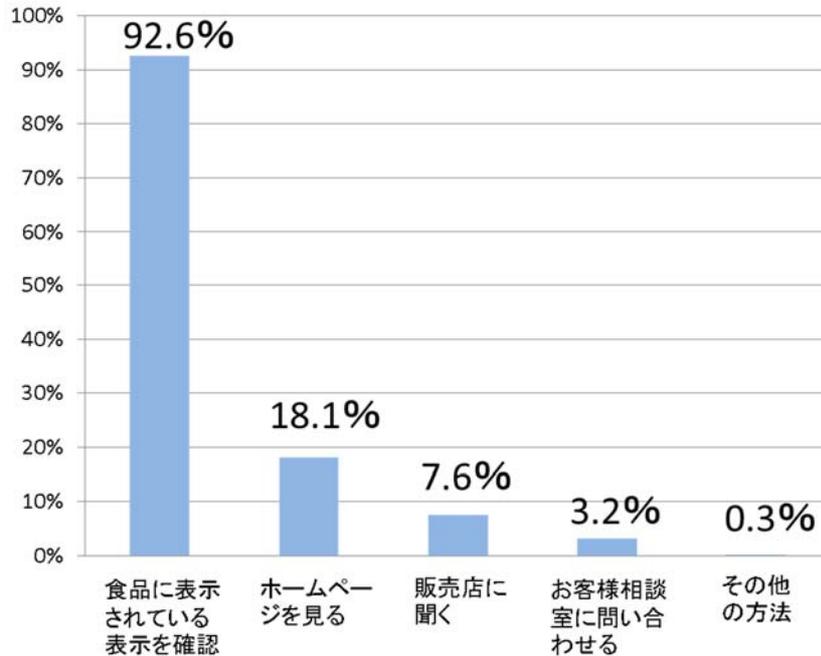
食品表示法に基づく「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）では、消費者が商品選択をする際に確認することを可能とするために、加工食品について、容器包装への表示を義務付けている。

消費者調査では、産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約 93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約 18%となっている。〔図 5 参照〕

これらのことから、原料原産地に関する情報提供方法については、消費者が商品選択時に役立つかどうかという視点も踏まえ検討したものである。

〔図 5〕 消費者調査 問 4

問4.（問2で①～③を選んだ方にお聞きします。）
あなたは、産地情報を入手する手段として、どのような方法をとりますか。
あてはまるものをお選びください。（複数選択可）



第3回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

※ 平成 28 年 3 月、一般消費者 3,000 人を対象とした Web アンケート調査を実施。

※ 産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が 92.6%で最も多く、次いで「ホームページを見る」が 18.1%、「販売店に聞く」が 7.6%、「お客様相談室に問い合わせる」が 3.2%となった。(n=2,777)

(3) 実行可能性の確保

事業者の実行可能性については、頻繁な原材料の原産地の変更に伴う包材の切替え、煩雑な作業の発生等、事業者の負担について考える必要がある。また、単純ミスにより生じる食品回収の問題の発生等にも考慮が必要である。

このため、原料原産地表示の義務付けについては、義務付けの基準が客観的となるように、かつ、事業者の実行可能性に配慮し検討したものである。

(4) 誤認防止への対応

食品表示による情報は、限られたスペースに多くの情報が表示されることから、それらの情報を消費者が正しく読み取れるかが重要となってくる。このため、分かりやすい表示に加え、消費者の誤認防止のための措置を考慮することが必要である。

ただし、どのような表示方法であっても、消費者の誤認を全て防ぐことは難しいため、誤認防止の対応は、表示方法の工夫に加えて、消費者啓発が必要となってくるという視点も踏まえ検討したものである。

(5) 国際貿易規格との整合性

食品表示の国際貿易規格であるコーデックス委員会が定める規格では、原料原産地表示に関する規定はない。よって、各国の裁量に委ねられている部分であり、外国の産品を差別的に取り扱うなどの不公平な制度でない限り、原料原産地表示の義務付けは問題ないと考えられる。また、現在に至るまで、我が国の原料原産地表示制度の導入及びその拡大について、国際的な問題となった事例はない。

なお、韓国では、原則全ての加工食品に原料原産地表示が義務付けられているほか、国産原材料の使用割合表示を義務付けているオーストラリア、一部の品目への原料原産地表示や、有機食品への農産物のEU域内外の原産地の表示を義務付けているEUなど、様々な形で原料原産地に関する表示を制度化している国・地域が見られる状況となっている。